

軍艦三笠引揚工事大要

0631

軍艦三笠引揚工事大要

軍艦三笠引揚工事ハ本艦遭難ノ翌日即ケ昨
年九月十一日ニ著手シ本年本月八日浮揚ニ
至ル迄デ月ヲ閲スルコト殆ンド十一月其間
ニ於ケル工事ノ大要左ノ如シ

遭難後本艦ノ状態

艦ハ浮標ニ繫留ノ後艦首ヲ正南ニ向ケテ沈
没シ左右ノ傾斜ハ殆ンド無ク首尾少シク傾
キ普通于潮ノ際上甲板ノ首端ハ六呎尾端ハ
十七呎ノ深サニ下リ尚ホ艦体ノ大部分ハ海
底軟泥中ニ没シ損所ノ如キハ全ク外部ヨリ
見テ得ザリシ

損所、検査

艦体ノ没シ居レル海底ノ泥土ハ其質最モ軟
カニシテ殆ンド流動物タルガ如キ感アリ隨
テ掘レバ隨テ崩レ比較的浅キ甲鋼帶下ノ損
所ヲ探ル為メニ敷重ノ泥留^拵メ板牆ヲ造リテ
其ノ内部ヲ掘リタルモ尚^拵影響ヲ受ケテ泥
土廣ク移動シ之レカ為メ艦体ノ傾斜ト沈下
トヲ惹起シ到底艦底ノ深キ部分ヲ外部ヨリ
検査スルノ不可能ニ屬シタリ又艦ノ内部ヨ
リ検査セシムルニ機械室以後ノ防禦甲板以
下ハ数層ノ甲板モ縦横ノ艙内ニ劃壁モ殆ン
ド原形ヲ保ツモノナク屈曲裂断ノ大小鋼板
類充満シ且ツ其ノ間ニ多数ノ彈丸藥筐類ノ

0633

混スルアリテ危険ヲ極メ長時日ヲ費シテ是
 等ヲ漸々取除クニ非ラザレバ艦底ニ近ヅキ
 検査スルノ途ナシ而シテ是等堆積物ノ下ニ
 果シテ破孔アルヤ否全ク考察スルニ由ナリ
 單ニ検査ノ爲メ長時日ヲ費スノ愚ヲ避ケ既
 ニ發見セル破孔ノ水防工事ヲ施行スルト同
 時ニ内部ヨリ出來得ル限り堆積物ヲ取除キ
 艦底ニ近ヅクノ途ヲ開キ破孔ノ水防終ラバ
 直々ニ排水ヲ試シ他ニ破孔ノ有無ヲ試験ス
 ルノ方法ヲ採ルコトセリ
 第一排水
 三十八年十二月二十五日既ニ發見セル破損
 部即チ右舷甲鋼帶下ニシテ前後ノ長サ約三

十呎上下ノ幅十五呎ノ一箇所左舷前後ノ長
ヲ五十六呎上下ノ幅十一呎ノモ一箇所都
合二箇所ノ水防工事完結シ且ツ上甲板上ノ
假舷 牆 高リ後部ニ於テ二十五呎前部ニ
於テ十七呎ノモ一全部竣成シ又諸唧筒ノ据
付ケモ結了ニ付ニ十七吋遠心唧筒四臺ト猿
橋丸唧筒ヲ使用シテ排水ヲ試ミタルニ假舷
牆ノ一部不充分ニシテ排水ニ得ガルニ付中
止ニタリ

第二排水

假舷牆ノ補修方結了ニ付本年一月十六日排
水ヲ試ミ上甲板以下迄排水ニ稍々艦体ニ移
動ヲ生シ殆ンド浮揚セントスルノ際卒然濁

水甲板諸孔ヨリ漲出ニ來リ艦底ニ破孔アル
 コト判然セシニ付排水ヲ中止シ更ニ檢査セ
 シニ左舷破孔ノ下ニ更ニ一大破孔アルコト
 ヲ發見シタリ(此排水ニ使用ノ唧筒ハ前回ニ
 同シ)之ノ新破孔ハ上下ノ幅ハ最大ノ處ニテ
 約八呎トシ後部ハ狭少ニシテ大ナラザルモ
 其前後ノ長サハ五十四呎ノ長キニ達スルト
 泥中深キトニ依リ艦ノ沈下ヲ防キ且ツ損所
 ノ全形ヲ檢スルニ大困難ヲ感シ遂ニ隧道状
 モノヲ造リ水防ヲ施シタリ
 前記破孔工事中本年三月二十五日ニ更ニ又其
 下方ニ長サ四十八呎幅約四呎ノ破孔アルヲ
 發見シタリ是ノ破孔ハ到底外部ヨリ水防ス

0636

ルヲ得ガハルニ付内部ヨリ水防ヲ施シタリ
内部検査ニ依リテ本年二月十日後部十二吋
火薬庫下ニアル前後長サ十七呎幅約六吋ノ
破孔アルヲ発見シ全七月十六日左舷ノ
シテユール前方ニ外板継目ノ離レタルモノ
アルヲ発見シ何レモ内部ヨリ水防セリ

第三排水

前諸破孔ノ水防完成シタルニ依リ本年七月
廿三日ヲ以テ前回同様ノ唧筒ヲ使用シ排水
ヲ試ミシニ艦ノ首部ハ漸々浮揚スルモ後部
ハ漏水ノ量唧筒ノ排水力ヨリ大ナルガ為メ
後部ヲ浮揚セシムルノ見込ニナキニ依リ遂
ニ中止シタリ

0637

本排水中前部ハ浮揚シ後部モ数呎浮出シタ
ルモ更ニ漏水ノ流出ヲ見サリシニ付艦底ニ
ハ他ニ破孔ナキモノト思考スルヲ得タリ

第四排水

前回ノ試験ニ依リテ漏水ノ大ナルト唧筒力
ノ不足ヲ感シタルニ依リ更ニ水防ヲ補修シ
且ツ有力ノ唧筒ヲ増備シテ本月七日午後二
時ヨリ排水ニ着手シ翌八日午前遂ニ浮揚セ
シムルヲ得タリ其ノ経過左ノ如シ
三十九年八月七日午後二時十五分ヨリ四臺
ノ二十七吋唧筒以下及ビ猿橋丸唧筒ヲ以テ
排水ヲ始メ艦内ノ水量漸々減少シ三時十五
分ニ至リ艦体泥土ヲ離レ上甲板前端ハ午後

三時五十分ニ後端ハ午後十時五十分ニ至リ
水面ニ出ツ艦内ノ水量減スルニ從ヒ豫メ艦
内下部ニ据付ケタル諸唧筒ノ運轉ヲ始メ又
水面低下ノ為メ其効ヲナサル唧筒ハ漸次下
方ニ卸口ニ尚ホ有効ナル唧筒ト共ニ排水繼
續中本艦汽罐室汽機室内ノ本艦諸唧筒中検査
ノ上故障ナキモノヲ以テ十日朝ヨリ排水ニ
利用シツ、アリ尚ホ三四五號罐ハ九日午後
罐室浚水漸々減少スルヲ以テ上部ヨリ直チ
ニ掃除並ニ検査ニ着手シ不良ノ一部假修理
ヲ施シ罐水ノ一部ヲ入レ換ハ十日午前一時
火架面ノ顯ハル、ヲ以テ點火用意ヲナシ午
前二時點火ヲ行ヒ汽力百五十磅ヲ生シ使用

0639

中且の十一日午前二時十三、十四、十五號鐘ニ
 照大ニ流カヨ五十磅トナシ 焚電用ニ使用ノ
 目的ニテ 継火中石炭泥土其他重量物取出ニ
 中ナリ 十一日正午ニ於ケル 本艦ノ吃水ハ前
 部二十九呎一時半後部三十一呎三時半ナル
 ヲ以テ通常吃水迄浮キ揚ルハ容易ナシ
 本艦ノ体ニ補強ヲ要シ 入渠期日ハ未定ナシ
 无結了次第入渠セシムル竹先
 増幅内ノ水量ハ約九千噸ニテ之レヲ 艦内
 水量ニ合シタシ 全量ハ約三萬噸ナリ
 本回排水ニ使用セシ 唧筒ハ別表ノ如シ
 職工
 本艦引揚分ニ使用ノ潜水工ハ毎日四十組ヨリ

録

軍

五十組ノ間ニテ平均約四十三組トモ前月末日迄ニ使役セシ職工總延人員ハ四十一萬七百八十八人二分ナリ而シテ最モ多クノ職工ヲ使役セシ日ハ引揚當日即チ本月七日ニテ其數千六百四十七人ナリ

兵器

兵器ハ十二吋砲四門六吋砲十四門其他小口徑砲ハ漸次陸上ヶ海ニシテ砲身砲架共將來ノ使用ニ差支エナシ彈藥ハ目下陸揚上中室ニ氣圧榨機並ニ発電機類ハ現場ニ於テ手入中

0641

西暦一千九百二十年八月十日

高野山文庫保存会宛

かみ野山文庫宛



(佐世保城史会印)

0644

伊地知大

人事

軍務司

報 送 達 紙

電 報

局	着	局	發	報	局	報	名氏所居人信受
取 扱 印	受 信 時 分	受 付 時 分	第 二 七 號	局	報	局	名氏所居人信受
	午後 十時	午後 九時	日	局	報	局	名氏所居人信受

伊地知大 (三宅)

指 定

事 記

他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符
箋シ直ニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ
決シテ其受取人へ直送シ又ハ手渡シスベカラズ

廿八

春、三宅、ハ、今、信、ニ、為、
子、カ、レ、心、事、細、出、白、
伊地知大

0645

軍務局 局長 員

電索

三笠に於てお定負う事から、ソノ便利

トせうに、又昔時期如何、あふ必

海軍部、海軍部、業負表ヲ調査送

付
アリヨシ

辛酉年八月廿三日

平塚 〇

佐藤 〇

〇〇〇

0646

電

軍務局

局員

艦政本部

各部

電行記

其後三箇ハ船底及小便劃内ノ排水ト物
品取出シ申ニ在リ今午前七時機室空
明荷使用ニ堪ユルヲ認メ已ニ使用中ノ
モアリ又前罐三ツニ點大汽力百五
十磅ニテ使用準備中彈藥石炭等
前十二斤砲ヨリ取出シ申入渠迄ハ
此時日ヲ要ス

海下土上

六月十日
依鎮長官

方

0647

電 報 送 達 紙

電
局
取
扱
者
新
清

局 着		局 發		名氏所居人信受	
受 信 午 前	受 報 時 分	受 付 午 後	第 報 局	報 局	名氏所居人信受
土 時 分	土 時 分	土 時 分	第 報 局	報 局	名氏所居人信受
字	分	日	號	局	報
定 指 ムヨコ 事 記 他人宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 號シテ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 其受取本人へ直送シ又ハ手渡シスベカラズ					名氏所居人信受 カイ

0648

電 報 送 達 紙

局 着		局 發					名 氏 所 居 人 信 受	
取 扱 者	受 信 午 後 時 分	付 受 午 後 時 分	月 日	第 號	報 局			
ウ ス 、 サ 口 ハ ナ 木 ジ シ 4 ウ ニ ウ キ ヨ マ デ ウ モ シ ョ リ ト イ タ ト ウ ゴ ン ヤ ク セ キ タ ウ ガ ン ヤ ク セ キ タ シ ヨ ウ ジ ユ ン ビ ト ニ ク 一 五 〇 〇 〇 ミ ニ テ ン ク ヲ モ キ リ						定 指 事 記	注 意 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 箋シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手渡シスベカラズ	

0649

副官

村松

参事官

参事官

發行

得

大臣

三十九年九月三十日

案

次官

栗林

栗林

栗林

馬

馬

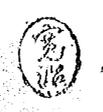
三笠 河上 三十三 急 案

三笠河上三十三急案

母

0650

副官



參事官



發行日

八月八日

大臣 電

三月十八日八月八日起案

次官



軍務局長



局長



總務局長



主任局員



艦政部長



司法局長

心局員



電案

三笠首尾克く瑞揚りたんと就テハ更

母

件 0652

官房第三〇七二號集

東、西、南、北、各府、各縣、各支、各分、各會、各組、各職、
以、其、審、計、部、等、現、狀、就、其、詳、細、調、査、
ヲ、レ、指、告、ス、シ

辛丑年八月八日

大臣

依、續、考、査、完

別紙に因り、大正十一年八月八日、
別紙に因り、大正十一年八月八日、
別紙に因り、大正十一年八月八日、

辛丑年八月八日

依、續、考、査、完

舞鶴

0653

陸軍第三〇號

軍務局

局員

海

軍七九

陸軍第三〇號

軍務第三〇号軍務第三〇号兵部ノ位階
ニ充用ノハウチノ事ニ十二月末
迄所要ノ見込有之候條此等及
口回若候也

明治三十四年十月十日

齋藤信太郎



加藤軍務局長

0654

第...号

軍務局長



海

軍

案

目下軍務三監兵員、任居ニ充用、ハウカ
公ハ何時頃ニ至ラハ不用ト可ト成見込
有之被テ至急何分、我田倉存ニ付段
申進致也

明治三十九年十月十一日

軍務局長

込鎮兼謀七宛

0655

司法局

紙

軍務局

次官

報

電

局		着		局		發		名氏所居人信受	
取扱者	受信	信午後	受午前	付午後	第一	廿七	友	電	
		三時五分	三時五分	三時五分	この	日	報	カシノ	
		字	分	日	號	局	報		
		ツハツク		イニ		定指		村格	
		三ツ		イハ		事記		注	
		一		ア				他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケルモノハ此出ヲ符	
		五		サ				號シ直チニ此レヲ配達シタル電報局所ハ應戻スベシ	
		七		ハ				意	
		エ		又				電	
		グ		シ				取本人へ直送シヌハテ源シテガラズ	
		フ		シ				サハ	
		エ		ヒ				ナ	
		ユ		シ				ニ	
		グ		シ				テ	
		フ		シ				リ	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ		シ				レ	
		グ		シ				ル	
		フ		シ				ト	
		エ		シ				ク	
		グ		シ				レ	
		フ		シ				ル	
		エ		シ				ト	
		グ		シ				ク	
		フ		シ				レ	
		エ		シ				ル	
		グ		シ				ト	
		フ		シ				ク	
		エ							

0660

大臣

濟

次官

濟

大臣

電

送

九月三十日

三笠艦長

軍務局

本日午前七時半最善キ状態ニ於テ浮揚セリ出渠十時半

艦政本部

局長

會計課長

課長

課長

課長

第三部長

課長

第四部長

課長

軍令部

局長

0659

至急
廻
覧

0660

大臣

齊

次官

齊

大臣

九月三十日

電

軍務局

艦政本部

軍令部

本日午前七時半
目取
テ浮揚
出渠
十時

局長

計課長

課長

第三部長

田

第四部長

郎

田

田

三九八五

供覽



大臣宛

電款

九月三日

三笠經長

軍務局

艦隊部

第三部長
第四部長

軍令部



本日午前七時半最良好ナル状態
於テ浮揚之喫水部ニ一呎一後
部ニ一呎ノ傾斜殆ト無シ満潮
待テ十時半無事出渠一着ブイ

商部



海軍

三九八五

0662

27-30

久保田綱



電 訊

九月三十日

三笠 艦長

大臣 宛

本日午前七時半最善キ状態ニ於テ浮揚
セリ出梁ハ十時半

海 軍

0665

9-30

三九

大臣

副官



參事官

發付

八月廿一日

三九年八月廿四日起案

次官



軍務局長



宣稱機密第三二九號
前因三九三號軍務局長一松岡洋右、坂本武司

案

母

頁

0666

江
田

此
書
係
由
江
田
君
所
藏
其
書
之
目
録
及
其
書
之
價
値
等
情
事
詳
見
別
紙
一
紙
其
書
之
價
値
等
情
事
詳
見
別
紙
一
紙

此
書
係
由
江
田
君
所
藏
其
書
之
目
録
及
其
書
之
價
値
等
情
事
詳
見
別
紙
一
紙

此
書
係
由
江
田
君
所
藏
其
書
之
目
録
及
其
書
之
價
値
等
情
事
詳
見
別
紙
一
紙
其
書
之
價
値
等
情
事
詳
見
別
紙
一
紙

0667

紙 達 送 報 電



局 着		局 發		名氏所居人信受	
取送者	受信 午後 9時 分	受信 午後 9時 分	第 一 號	サ カ キ	五
②	9時 分	9時 分	八月 一日	局	報
親展					
<p>前田三益本旦問主 栄一様中回迄、此 取斗之請、 小寺有休、此等、</p>					
定 指			ニカ		
事 記			<p>他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 箋シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ其受取人へ直送シ又ハ手渡シスベカラズ</p>		
サカキ			ハカキ		

0668



各種
大軍

大正
大軍
海軍
陸軍

東務局

大官

電報
六月十日

陸軍省
陸軍部

三笠、前回査問査類、今回、査問進行上参考、爲之尤も必要、三付用指次、第五却下(キ、ヨリ)更、至急送附ヲ乞フ

〔坂根製〕

0669

查也し之定存以在庫、得成、今自移心
 之定得少集庫、竟也物、之滅、状
 況、今得少集庫、格如也法系、り所
 而何七去、及北傷去、釣系、釣付所、
 此、向也上、能能、之、今集、今、及、得、公
 其、向、向、郭、得、公、以、較、
 一、天、洲、也、之、定、集、也、今、中、精、神、初、也
 一、有、之、也、一、切、一、状、況、一、調、査、一、一、方、一、三、一、云
 一、等、一、引、揚、一、也、長、事、也、一、向、一、山、一、定、集、一、係、一、之、一、數、一、也、
 (坂根 製)

0673

こゝに云はし、潜水スヲし、査問ト必スル
ト事、終リ、調査セシムルハ、精、家、字
ハ、調査日、為、シ、上、記、年、十、月、十、日
査、問、ヲ、結、了、ス
ハ、指、出、テ、依、ル、シ、テ、公、的、方、ヲ、採、取、ス
水中、標、識、物、ヲ、以、リ、標、本、ト、シ、テ、
標、識、ス、ル、ト、同、ク、シ、テ、又、標、識、
書、付、シ、テ、状、況、ヲ、記、ス、ル、ト、或、先、見、察、シ、
手、取、シ、テ、標、識、書、付、ス、ル、物、ハ、注

0674

弊之ヲ下スヲハサレ依リ在ルヲ月ノ
 望ノ浮揚及来々海ノ中ハ向山博吉以
 之十名ヲ以テ表向ニ事ヲ今ヲ但録シルヤ
 之望ニ集ル沈^沈原^原同ヲ初也セシヨリ今
 高多ク会ノ在リテトシテ三望ノ浮揚及
 之於テ實ニ現象ノ状也即チ私仲破
 格ノ位ニ置ル状況ノ跡留セテ深業トシ
 石字ヲホテ教皇之之ヲ討スルノ事環々
 實地ノ試驗ナリ客道ノノ受ル如ク模

（坂田）

0677

保、経、火、越、焼、及、残、古、物、あ、り、ま、す、と、書、き、
 及、他、の、各、種、の、古、物、源、由、を、示、す、状、
 況、調、査、に、必、ず、あ、ら、う、と、定、め、ら、れ、る、事、向、
 お、一、切、の、事、を、終、了、し、精、細、に、調、査、し、上、
 記、の、如、く、一、月、^九日、に、事、向、を、結、了、す、と、
 其、結、果、を、信、託、し、た、定、公、学、に、同、年、
 甲、申、年、十、月、に、法、令、に、依、り、甘、子、庫、に、格、細、
 を、認、許、火、災、の、自、然、に、受、害、を、与、へ、し、
 得、ら、ぬ、為、に、格、外、に、保、護、す、べ、し、と、越、焼、の、保、護、

0678

0679

此、書、を、起、
 意、の、大、意、
 件、就、キ、決、
 ハ、シ、ト、信、シ、

三ノ宮ノ志
年ノ状
ノノ字句
後ノ事
カ
田ノ事
格細
ノ事
焼可

0678

0679

災害ヲ起シタル原因ト認ナラシ居
處ノ大業ヲ供給シタルモノ、貴
任ニ就キ決定シ置ルノ必要アリ
アレント



本稿ハ字ノ書同義
同義ノ類末リ公示ス
ト云フニ當マルモトス



地しるす方事之に到るるをせしむ
災也改まらざるを望み、深望亦
板上ぬきこきお、互に互に、
ふしきモノナキヲい、
事、
月日、

0679-2

是ハ此ノ記者ニ記付タルノ域ナリ
おき電知有甚難

軍艦三笠沈没原因調査顛末

明治三十八年九月十日軍艦三笠、爆沈スルヤ當
時、聯合艦隊司令長官東郷平八郎、海軍
中將三須宗太郎以下八名ヲ以テ査問委員會
ヲ組織シ三笠沈没原因ヲ調査セシメタリ今委員
會ニ於テハ三笠乗員ノ要部ニ在リタル者及残存下
士卒中六十七名ヲ査問シ又三笠ニ備付ノ號火及
裝藥、製造年月九月十日ニ調査セシ三笠石炭
庫ノ溫度全日ニ於ケル三笠彈火藥庫ノ電燈、点
滅ノ状況全彈火藥庫ニ格納セル諸品ノ行衛不明者
及死傷者、釣床釣場所他、同型艦ニ於ケル火藥
重量及彈火藥庫内局部溫度ノ比較變異等
時、天候並ニ三笠乗員中精神病者ノ有無等一

切状況ヲ調査シ一方ニ三笠引揚ニ従事セル向山佐
 世保工廠長ニ照會シテ潜水工ヲシテ査問上必要
 ナル事項ヲ調査セシカル等最も精密ナル調査ヲ為シテ
 正明治三十八年十月十日査問ヲ終了セリ
 其報告ニ依リ三笠火災ハ艦外ヨリ水中爆発物
 等ヲ以テ船体一部ヲ爆破シタルニ起因スルモノニアラズ
 又火災當時ノ状況等ヨリ之ヲ見ルニ或先惡ナル
 手鮫ニ依リ爆発性ヲ有スル物件ヲ艦外ノ或部ニ
 置キ之ヲ爆発セシメタルモノニアラザルコト明ナリ又全艦外
 ノ電燈ハ今日ハ午後一時ニ消燈セシメタルヲ以テ電燈
 電燈線ヨリテ火災ノ起因トナスコトヲ得ルニ全艦ノ所
 炭庫ニ於テ初夜巡檢前ニ検査シタル所ニ依リ炭庫
 常ノ高温度ヲ呈セザリシノミナラス火災ノ状況ヨリ之

見ルモ石炭庫ヲ以テ其起因ト認メカラス當時大
 炎發生ノ場所及状況并ニ火焰噴出ノ状況等ヲ
 リ判断スルトキハ同艦ノ大炎ハ全ク後部六号彈火
 藥庫内ニ格納シテリタル火藥若ハ火工品ノ自発
 ニ起因スルモノト認定スルハ三笠乗員ニハ責任アル
 モト云フヲ得タルニ在リ
 然ルニ右査問會ノ調査ハ三笠沈没中ニ為シタルモ
 ナルヲ以テ全艦浮揚後更ニ其破損等ノ實況ヲ
 確ルニアテサレハ充分ナル所定ヲ下スヲ得サルニ依リ本年
 八月八日三笠ノ浮揚後直ニ海軍中將向山煥若以下
 十名ヲ以テ査問委員會ヲ組織シ更ニ三笠沈没ノ
 原因ヲ調査セシメタル委員會ニ於テハ主トシテ三笠浮
 揚後ニ於テ實現セシ狀況即チ船体破損ノ位置狀

况、残存の彈藥、火工品、石炭等ノ数量之ニ付、ハ學
 理者ハ實地ノ試驗等ヨリ、容器ノ變形ノ模様、艦
 内ノ燃燒及殘存物等ヲ實査シ、更ニ他ノ各艦ニ於ケル
 彈藥庫ノ状況調査及必要ナル旧三笠ニ乘員ノ尋問
 等一切ノ手段ヲ盡シテ精細ニ調査シタル上、本年十
 月九日、査問ヲ結了セリ
 其結果ニ依レハ三笠火災ノ起因ハ左様ニ對シ、火藥庫
 ニ格納セシ紐吠火藥ノ自然ノ衰質ヨリ、局所温度ノ
 増加ヲ來シタル結果、燃燒ヲ誘起シ、遂ニ大事ニ立到
 リタルモノナルヲ要シ、火災發生前、三笠乗員、彈藥等取
 扱上、爲シタル處、置注意ハ然レト同然、スルモノナキヲ以テ、今
 回ノ變災ハ、全ク當面者ノ職放棄等ニ歸シ、且
 以下得々ト、斯是、得々

~~三笠~~

0684

三笠 艦長に揚子江の事

せうんこも 揚子江の事

由自之なる司令官なる一揚子江の

行ハんとモリニシテ揚子江の

了あり候に之なる揚子江の

んこトシテあり候に揚子江の

キハルヤシ基直シキ身直シキ

由來ヲ定メ其意ハ揚子江の

事キキテ揚子江の事

由ハ先任後任者ヲ一應

んこ由ハスニシテ揚子江の

又了揚委多其古毛
直子、鑑書内、各機
命合、
純十キ、

三八九一五年前九時

0685

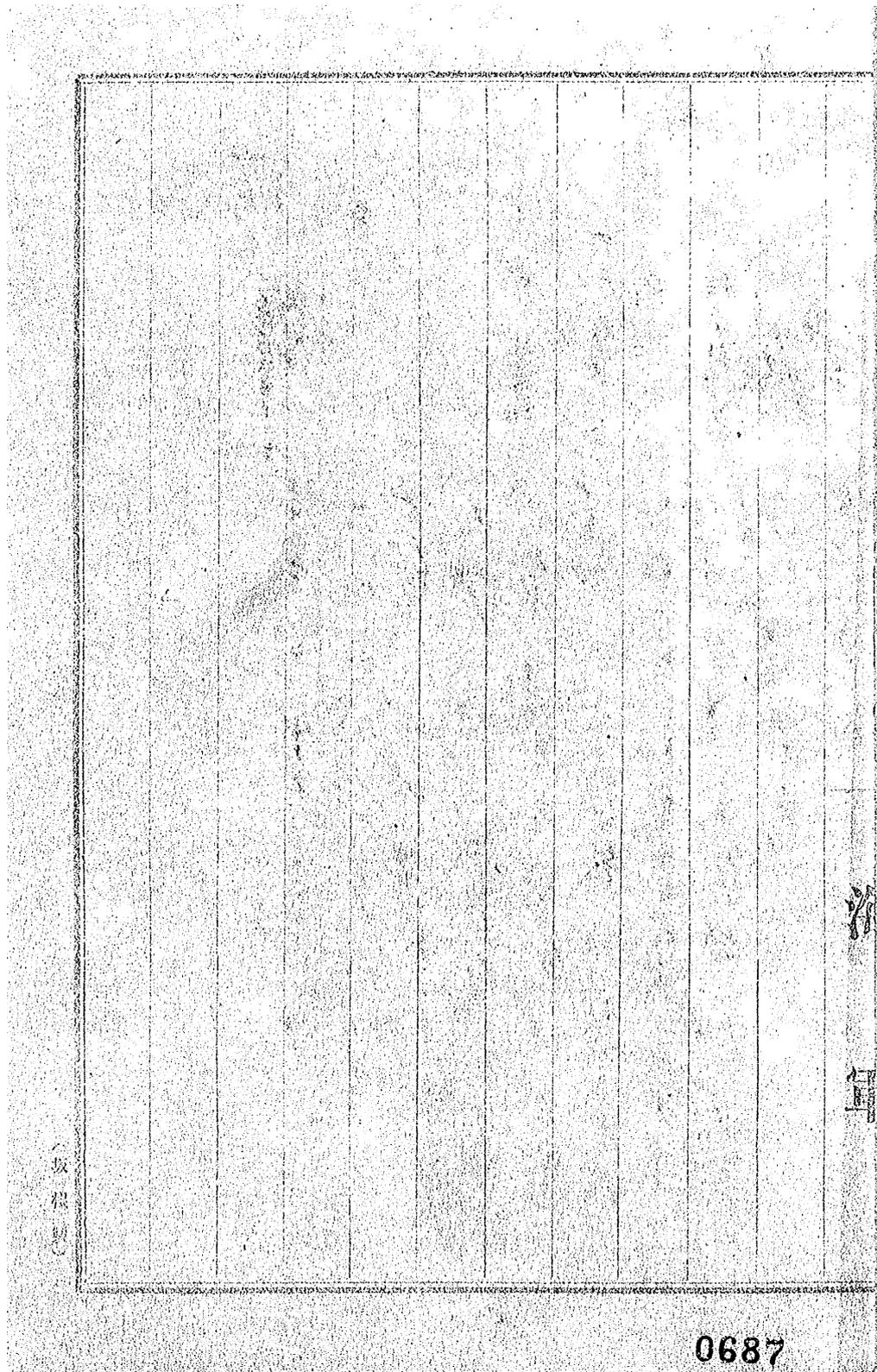
次官

電報九月十日

佐鎮参謀長

三笠艦長ヲ参謀長トスルニキリ其
 先任慣依リテ自ラ本府ヨリ出スル
 委員ノ制限セラルトニテリ命令
 上ヨリ揚事業、上ニ種ニ法滞セリ
 ヲ悉ク因テ引揚事業ニ軍ニ本府長官
 ニ命セラル本府長官、能ク適宜委
 命スルコトヲ得ル様ニ改メテ前電
 意見ノ報トシテ申進ム

0686



海
軍

0687

坂根

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				名氏所居人信受	
取扱者	受信	午後	午後	第	局		
	午後	後	前	三	友	友	
	9時	9時	1時	一	報	友	
	分	分	分	號		友	
				日		友	
3	3	4	1	2	定	指	
1	7	1	1	3			
1	7	4	1	4			
2	7	4	1	5			
2	7	4	1	6			
2	7	4	1	7			
2	7	4	1	8			
2	7	4	1	9			
2	7	4	1	10			
2	7	4	1	11			
2	7	4	1	12			
2	7	4	1	13			
2	7	4	1	14			
2	7	4	1	15			
2	7	4	1	16			
2	7	4	1	17			
2	7	4	1	18			
2	7	4	1	19			
2	7	4	1	20			
2	7	4	1	21			
2	7	4	1	22			
2	7	4	1	23			
2	7	4	1	24			
2	7	4	1	25			
2	7	4	1	26			
2	7	4	1	27			
2	7	4	1	28			
2	7	4	1	29			
2	7	4	1	30			

注 名氏所居人信受

他人宛タル電報ノ配達ヲ受ケルモ人ハ此由ヲ符
 録シ直チニ此レヲ配達シタル電報局所へ返戻スベシ
 決テ其受取本人へ直達シ又ハ手渡シスベカラズ

サ

0688

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				名氏所居人信受	
取扱者	受信	午前	午後	時	分	第	報 局 號
				月	日	報 局 號	2
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p style="font-size: small;">指 定</p> <p style="font-size: small;">事 記</p> </div> <div style="width: 35%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">注 意</p> <p style="font-size: x-small;">他人宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此山ヲ符 箋シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手渡シスベカラズ</p> </div> </div>							<p style="font-size: small;">名氏所居人信受</p>

0689

既電訓備田電を乞

電報

次友

佐銀

三笠艦長ヲ引揚兼負長トスルコトニ事業
ノ進捗上面白カラヤシ結果ヲ生ズ(シト存ス
ル寧ニ三笠艦長以外揚ニ必要ノ者ニ鎮
守府附トシテ本府長官ノ指揮ノ下ニラス
即チ本府長官ノ命ケラルル處ニ本府ヲ
出ス處ニ兼負トシテ引揚ニ従事
スル方然ルニシト存スレハ意見トシテ申
進ム

0690

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				名氏所居人信受	
取 扱 者	受 信	付 午 後	受 午 前	第 一 二 號	報 局	名氏所居人信受	
	午前 午後 時分	時分	時分	月日	報局	氏名	
						指 定	
						事 記	
						注 意	
						名氏所居人信發	

0691



霞次 九月廿七

次官宛

佐藤吳澤号

昨日意見見下と申進之先三の五
引揚委員組織ノ件ハ如何ニ事
件儀古心申ヤ委員之撰定上、新倉
五アハ至方急ニ決定可申之夕シ

0693

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				名 氏 所 居 人 信 受	
取 扱 者	受 信	信 受 後 前	付 受 午 前	第	局	<div style="font-size: 2em; font-family: cursive;">治 友</div>	
		時 分	日	號	報		
定 指						注 意	
事 記						名 氏 所 居 人 信 受	
<div style="font-family: cursive; font-size: 1.2em;"> 此電報は、東京から大阪まで送られたものである。受信時刻は午後十時である。送達時間は約一時間である。 </div>						<div style="font-size: 1.5em; font-family: cursive;"> 他人宛タル電報ノ配達ヲ受テタルモノハ此由ヲ符 シ直チニ此レヲ配達シタル電報局所へ返戻スベシ 本ノ電報送達シテ下渡シスベカラズ </div>	

0694

佐鎮參謀長ノ電案(ウナ)



次官

三十八年九月十六日發電

三笠引揚委員中ニハ必要ニ應ジ貴府ノ高等官職
負フ加ハラシメラルヘキハ勿論ノ儀ナリ

0695

電 報 送 達 紙

局 着		局 發		名氏所居人信受	
取扱者	受信	受午前 後	受午前 後	第	報
		分	分	人	局
		字	字	月	日
				號	報
<p style="font-size: 2em; margin: 0;">九日十日</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">超音</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">本府高</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">加</p> <p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">信</p>				定 指	
				事 記	
				注 意	
				他人宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 號ニテチ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手渡シスベカラズ	

信友

0696

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				名氏所居人信受	
取扱者	受信 午後 二時 八分	付午後 一時 分	有 日	第 九 號	友 報 局		
<p>定 指</p> <p>シ ム ヨ ミ</p> <p>事 記</p>						<p>注 意</p> <p>他人ノ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 ニ此レヲ送シタル信局所へ返戻スベシ 取本人ニ送シテ渡シスベカラズ</p>	
<p>三公五ノ悲報ニ極シ其際國家 ノ為メ痛惜ニ耐カズ侍 察申上ルアリキ 九日午後一 茶臼餅隊ノ令旨</p>							

0699



大 臣 ア 丁 電 報 九 月 十 七 日
特 務 飛 隊 司 令 及

三 望 不 屬 一 塔 過 ヲ 聞 知 二 痛 惜 三 慮
(公 關 下 一 付 意 中 ヲ 察 二 遺 憾 極 十
シ 凍 二 海 中 揚 げ 一 若 報 ヲ 得 二 レ 十 八
慰 藉 ア ラ 二 ヲ ト 三 社 二

(複製製)

0700

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				名 氏 所 居 人 信 受	
取 扱 者	受 信	受 午 前 信 午 後	受 午 前 付 午 後	第 號	局		
		分	分	日	報		
						定 指	名 氏 所 居 人 信 發
						事 記	
						注 意	
						他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 號シ直チニ此レヲ配達シタル電報局所へ返戻スベシ 決シテ其受取ル人へ直接ニ又ハ手渡シスベカラズ	

0701

電報送達紙

局		着		局		發		名氏所居人信受	
取 扱 者	受 信	受 午 前	受 午 後	付 午 後	付 午 前	第	局	報	親 展
		七時五分	七時五分	七時五分	七時五分	日	號	局	報
<p>大臣 津輕海峽防衛司令官</p> <p>三望ノ件深ク閣下ニ御同情ヲ表ス</p> <p>本件ハ極秘密ニ致シ居リ</p>						<p>親展</p> <p>事記</p>		<p>注 意</p> <p>他人ニ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタル者ハ此由ヲ符 箋直チニ此レヲ配達シタル電信局所ニ返戻スベシ 決シテ其受取本ノ送リ手渡スベカラズ</p>	

0702



電集



今福

伊地知三笠船長

次官

過般貴船一急船ノ折リ一覽之也
 敵彈頭部ノ
 形状ヲ存スルモノ
 裝甲ヲ貫通セルモノト然ラサ
 ルモノヲ向ハス
 取調上矢考トシタキ
 所存ナルヲ以
 テ便宜筐詰トシ送付サシタシ
 當未一月十日ノ海
 戦ニ於テ十番砲部附近
 殘存セル彈頭モ今様
 送付アリタシ

0705